

令和 2 年 8 月 6 日
県民生活・環境部 環境対策課
廃棄物対策課

令和元年度の事業所におけるダイオキシン類の調査結果を公表します

廃棄物焼却炉等の設置者は、ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、年 1 回以上、ダイオキシン類の自主測定を行い、その結果を県に報告^{*1}することが義務づけられています。

県に報告された令和元年度の自主測定結果及び県が実施した立入検査結果を公表します。

※1 新潟市内の設置者は、新潟市に報告

1 自主測定結果の概要

事業者が自主的に測定した181施設のうち、廃棄物焼却炉 3 施設の排出ガスで排出基準を超過しました。当該施設のうち 2 施設については、設置者が運転管理の見直し及び施設の改善を行い、再測定したところ、基準を満たすことが確認されました。残り 1 施設については施設を廃止しています。

調査媒体	施設種類		報告施設数
			排出基準超過施設数
排出ガス	廃棄物焼却炉等	149	3
排出水	事業場	11	0
放流水	一般廃棄物最終処分場	21	0
地下水			0
合 計		181	3

2 立入検査結果の概要

県のダイオキシン類検査実施要領に基づき、17施設を対象に立入検査を行った結果、排出基準を超過した施設はありませんでした。

調査媒体	施設種類		検査施設数
			排出基準超過施設数
排出ガス	廃棄物焼却炉等	12	0
排出水	事業場	2	0
放流水	産業廃棄物最終処分場	3	0
合 計		17	0

- ・自主測定結果及び立入検査結果の詳細は、ホームページ「環境にいがた」に掲載します。
(<http://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/20200806dxn.html>)

本件についてのお問い合わせ先

環境対策課 環境保全係	〔担当〕 秋山
(直通) 025-280-5154	(内線) 2712
廃棄物対策課資源循環推進係	〔担当〕 米野
(直通) 025-280-5160	(内線) 2502
産業廃棄物係	〔担当〕 渡辺
(直通) 025-280-5161	(内線) 2504